官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・農林水産三）　一
〔法規的告示〕
○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の一部を改正する件（農林水産・経済産業・環境四）　三
〔その他告示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務一八八）　三
○航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示等の一部を改正する告示（国土交通三七六）　二六
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同三七七）　三〇
○奥尻空港の施設について告示した事項に変更があった件（同三七八）　三一
○多良間空港の施設について告示した事項に変更があった件（同三七九）　三三
〔国会事項〕
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人国立がん研究センター令和五事業年度財務諸表関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、特定空家等の除却命令及び代執行関係　四二
会社その他
会社決算公告　五九

省令

○財務省・農林水産省令第三号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十二条第二項、第十二条の二第一項並びに第十九条第二項及び第三項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十五日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓